

ひき縄漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、ひき縄漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

許可等をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
50隻	小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が小笠原支庁管内の区域にある者であること。
1隻	三宅支庁管内に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が三宅支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が三宅支庁管内の区域にある者であること。
1隻	和歌山県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
6隻	高知県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
4隻	宮崎県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。
1隻	鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和7年4月15日から令和7年5月15日までとする。